

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年9月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800055号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和34年7月26日から同年8月12日まで

私は、昭和34年7月26日から同年8月12日までの期間、A社の船舶(船名は覚えていない。)に乗船し、B事業所(現在は、C社)D施設のE研修を行った。その際にF港において船員手帳を作っている。同じ船と一緒に研修を行った同期生の年金記録があるのに、同じ条件で研修した私には記録がないので、船員保険被保険者として請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、C社G施設担当は、請求者について、昭和35年3月31日にB事業所D施設H部門(当時)の所属を終了し、最後の年にE研修を行っていることが確認できる旨回答及び陳述している。また、複数の同期生は、E研修について、D施設の必須研修であり、請求者と共にA社の船舶でE研修を行った旨回答又は陳述していることから、請求者は同社の船舶でE研修を行っていたと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成14年4月1日に船員保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿謄本によると、平成14年12月*日に解散していることから、請求者に係る船員保険の取扱いについて資料が確認できない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、E研修生の同社における船員保険の取扱いについては不明である旨回答又は陳述している。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿(I県保険課が管理していた昭和32年11月から昭和37年7月までの期間の記録)に請求者の名前は確認できず、被保険者証記号番号に欠番もない上、社会保険庁(当時)医療保険部船員保険課が

管理していた請求者に係る船員保険被保険者台帳において、請求期間に係る記録も確認できない。

このほか、請求者の請求期間における船員保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。